

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から同年12月1日まで

私は、申立期間に、A社に勤務していたが、同社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成4年7月31日になっている。申立期間が国民年金保険料の納付済期間となっていることについては、市役所から保険料を納付してくださいと言われ、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、納得できないまま、渋々納付した覚えがある。

B社に係る標準報酬月額と資格喪失日については、年金事務所において訂正されたが、A社に係る資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、A社は、当初、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の者の喪失処理年月日が同年10月28日であることから、当該事業所が適用事業所ではなくなった旨の処理も同日に行われたと推認でき、同日に、申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録を取り消した上で、資格喪失日を同年7月31日に遡

及して訂正しており、ほかの者にも同様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正処理前の記録から、平成4年7月31日時点において、当該事業所は適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所（当時）が、当該事業所について厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理をした日と推認できる同年10月28日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は、平成21年6月26日付けで、4年7月31日から同年12月1日に訂正されている。

2 申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は、同年11月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立人が氏名を挙げた元同僚の同年10月及び同年11月の給与支給明細書により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、同種の職務に就いていた申立人についても、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所に当初届け出られた申立人の平成4年10月の標準報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、適用事業所に該当しなくなる処理を平成4年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年1月10日まで

私の夫は、昭和23年6月から59年6月まで、A社及びその関連会社に継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年1月10日に同社B支店から同社D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年10月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B支店に係る資格喪失届を、社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社が承継）における資格取得日に係る記録を昭和36年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月25日から同年8月1日まで

私は、昭和36年3月に高校を卒業し、同年4月からC（都道府県）D市のE社に入社し、試用期間が終了した同年6月5日から厚生年金保険に加入した後、同じ事務室内にあった関連会社のA社でも同年6月25日から38年3月まで、同じ仕事を継続して行っていたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているのは納得できない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、E社の関連会社であるA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、E社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両社の代表取締役は同一人物であることが確認できる上、E社の元部長及び両社に勤務経験のある複数の元同僚は、「代表取締役は同一人物であり、業務も同じ事務室内で行っていた。両社間での人事交流は数多くあった。両社は関連会社である。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間の前後において、勤務形態及び業務内容に変更は無く、A社で昭和36年6月25日から38年3月まで継続して同じ事務室内で仕事をしていただけだと主張しているところ、複数の元同僚は、申立

期間において、申立人は同じ事務室内で勤務していたと供述していることから、申立人の厚生年金保険被保険者記録が継続している期間と申立期間の間に差は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、E社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

日本年金機構からの連絡により、昭和47年8月31日から同年9月1日までの厚生年金保険の被保険者記録に空白があることがわかった。申立期間はA社本店からC社に出向したが、同じグループ会社内の異動であり、被保険者記録に空白があることに納得がいかないため、調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人と同時期に異動した元同僚から提出された給与明細書、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和47年9月1日に同社本店からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和47年7月のオンライン記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の保険料を納付したと思料するとしているが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月

31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA（団体）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年3月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年3月1日まで

私は、平成7年10月21日から8年2月29日までA（団体）に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、7年12月31日に資格喪失と記録されており、申立期間の被保険者記録が欠落している。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録により、申立人がA（団体）に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年12月31日より後の8年4月25日付けで、遡って7年12月31日とする処理が行われていることが確認できる上、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の元従業員についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所に係る法人登記簿により、当該事業所は申立期間も法人格を有することが確認できることから、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人のA（団体）に

における資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA（団体）における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である平成8年3月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA（団体）における平成7年11月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 4410

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、親に勧められて、昭和 43 年か 44 年頃、A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、毎月、同出張所の窓口で、国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納になっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和 50 年 11 月頃に払い出されたことが推認でき、この払出し時期から判断すると、申立期間直後の 48 年 10 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料は過年度納付されたものと考えられる上、オンライン記録によると、申立期間直前の 43 年 11 月から 48 年 3 月までの保険料は第 2 回特例納付（実施期間は 49 年 1 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで）により納付されていることから、「43 年か 44 年頃加入手続を行い、毎月保険料を納付してきた。」とする申立人の主張と相違する。

また、申立人の手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和 50 年 11 月時点で、申立期間のうち 48 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、時効により納付することはできない上、第 2 回特例納付の納付可能期間外である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、加入手続及び申立期間前後の特例納付及び過年度納付についての記憶が無く、申立期間の保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの期間、平成3年9月から4年3月までの期間及び7年4月から8年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年3月まで
② 平成3年9月から4年3月まで
③ 平成7年4月から8年10月まで

私は、自分で国民年金の加入手続は行っていないが、昭和60年頃までは母がそれまでの国民年金保険料を全て納付してくれていたはずであり、それ以降の保険料は、私か妻がA市役所（当時）内にある金融機関で納付した記憶があり、申立期間①、②及び③の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿において、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は未納と記録されており、当該被保険者名簿に不自然さは無く、オンライン記録と一致する。

また、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっているため、保険料の納付状況が不明である上、申立人の兄も申立期間①の保険料は未納であることが確認できる。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料として、平成2年分から10年分までの所得税の確定申告書控を提出しているが、オンライン記録において申立人とその妻の昭和59年4月以降の全ての納付済保険料の納付年月が確認できるところ、当該確定申告書控に記載された申立人及びその妻の国民年金の支払保険料は、全ての年において、オンライン記録の納付年月から

試算した各年の申立人及びその妻の納付済保険料と一致せず、仮に申立期間②及び③に係る申立人及びその妻の保険料を納付していたものとして試算しても一致していないことから、確定申告書から申立期間②及び③の保険料を納付していたものと推認することは困難である。

さらに、申立期間③について、申立期間③直前の平成6年度分の保険料が平成6年4月に前納され、平成9年度分の保険料が平成9年4月に前納されている一方、申立期間③直後の8年11月から9年3月までの保険料が、10年4月から同年10月までの現年度保険料の納付年月日と同日の同年12月15日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、当該納付日を基準にすると、申立期間③の保険料は、時効により納付することができないことから、同年12月15日に前記保険料を納付する際に、納付できなかったものと考えるのが自然である。

加えて、申立人及び申立期間②及び③の保険料を一緒に納付していたとするその妻の申立期間②及び③当時の記憶が不鮮明なため、当時の納付状況等が不明である上、その妻の記録も同じ期間が未納であることが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの期間及び7年4月から8年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から4年3月まで
② 平成7年4月から8年10月まで

私は、国民年金の加入手続については覚えていないが、申立期間①及び②の国民年金保険料は、私か夫がA市役所（当時）内にある金融機関で納付した記憶があり、申立期間①及び②の保険料が未納となっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納と記録されており、当該被保険者名簿に不自然さは無く、オンライン記録と一致する。

また、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料として、平成2年分から10年分までの所得税の確定申告書控を提出しているが、オンライン記録において申立人及びその夫の昭和59年4月以降の全ての納付済保険料の納付年月が確認できるところ、当該確定申告書控に記載された申立人及びその夫の国民年金の支払保険料は、全ての年において、オンライン記録の納付年月から試算した各年の申立人及びその夫の納付済保険料と一致せず、仮に申立期間①及び②に係る申立人及びその夫の保険料を納付していたものとして試算しても一致していないことから、確定申告書から申立期間①及び②の保険料を納付していたものと推認することは困難である。

さらに、申立期間②について、申立期間②直前の平成6年度分の保険料が平成6年4月に前納され、平成9年度分の保険料が平成9年4月に前納

されている一方、申立期間②直後の8年11月から9年3月までの保険料が、10年4月から同年10月までの現年度保険料の納付年月日と同日の同年12月15日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、当該納付日を基準にすると、申立期間②の保険料は、時効により納付することができないことから、同年12月15日に前記保険料を納付する際に、納付できなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人及び申立期間①及び②の保険料を一緒に納付していたとするその夫の申立期間①及び②当時の記憶が不鮮明なため、当時の納付状況等が不明である上、その夫の記録も同じ期間が未納であることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4876（事案 3012 及び 4261 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
前回の審議結果において、年金記録確認 A 地方第三者委員会は、「当時の社会保険担当職員は既に死亡し、事務処理の実態を確認できない。」との見解を示したが、事実は会計会社から税理士 1 名が週に 2 日 B 社に来社し、同社の女子事務員 1 名がこれに加わり事務を行っていた。

また、厚生年金保険の事務は当該会計会社の請負事務であったことから、女子事務員が社会保険の事務を担当していたことはない。

さらに、私の厚生年金保険被保険者の資格喪失届は、私が C 病院で受診していた留守中に私の意思にかかわらず届け出られたものであり、社印が保管されていた金庫を誰かが解錠し押印した上、会計会社の税理士が届け出たものである。

加えて、C 病院の「通院証明書」があり、当時、健康保険を使用しているのに厚生年金保険料が不払いとは理解できず、この証拠から事業実態が確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いと判断することに納得できないので、新たに「源泉徴収票」、「給料支払明細書」及び「特許関係書類」を添付して再申立て（3 回目）を行う。

前回と同じ部会で審議すると同じ結果が出るので、再立てを行う意味を失う。部会を変えて審議するよう強く希望する。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、B 社は、昭和 52 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る資格喪失日の記録は、同年 7 月 18 日に受け付けされ、適用事業所ではなくなった同年 3 月 31 日

付けで遡及訂正されていることが確認できるところ、閉鎖登記簿謄本において、同社は、59年12月2日に職権解散となっていることが確認でき、同社のD（役職）である申立人の辞任日については記載が無いことから、申立人が当該事業所を退職したとする52年7月31日まで、申立人は、当該事業所のD（役職）として会社運営の責任を負っていたと認められる上、当時の社会保険事務担当職員は既に死亡し、事務処理の実態を確認できないことなどから、意見陳述の結果を踏まえ、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、i) 前回の審議結果の通知により、B社が昭和52年3月31日をもって厚生年金保険の適用事業所ではなくなった件は初めて知ったことであること、ii) 当時、同社の実際の運営は株主オーナーが実権を握っており、申立人は実権を握っていなかったため、D（役職）だったというだけで、申立てが認められないことに納得できないことを理由として、再申立てを行っている。

しかし、i) 申立人と同じく当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和52年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している3名のうち、唯一連絡の取れた1名からは調査の協力を得られず、申立期間当時の事情を確認できないこと、ii) 当時の社会保険担当職員は既に死亡していることから、申立人が自分の資格喪失日の処理に関与したか否か確認できないこと、iii) 当該事業所に係る申立期間当時の関係資料の所在は不明であり、申立人も給与明細等関係資料を所持しておらず、二度目の意見陳述においても、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月14日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「B社は会計会社の税理士と女子事務員により事務が行われていたが、厚生年金保険の事務は当該会計会社の請負事務であったことから、女子事務員が社会保険の事務を担当したことはないこと、また、私の資格喪失届は、私がC病院において受診していた留守中に届けられたものであり、社印が盗用されていることから認めることはできない。」と主張しているが、申立人は、当該事業所を退職したとする昭和52年7月31日まで、会社運営の責任を負う当該事業所のD（役職）であることから、自らの資格喪失届の処理を有効なものでないと主張することは、信義則上認められないことに変わりはない。

なお、申立人から提示のあった昭和50年8月分の「給料支払明細書」の係印欄には申立人の主張する税理士の押印が確認できるものの、支払月分が申立期間のものではないことから、申立期間当時の経理担当が当該人

であるか確認できない上、再申立てに添付された「源泉徴収票」、「給料支払明細書」及び「特許関係書類」のいずれも申立期間のものではないことから、申立期間当時の状況を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、今回の再申立てにおいて、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

私は、A社に勤務していたが、年金事務所から平成 15 年 4 月支払の標準賞与額の記録について確認してほしいとの手紙をもらった。支給明細書を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る賞与の支給明細書及び預金通帳明細書を提出し、平成 15 年 4 月の標準賞与額について調査してほしいと申し立てているが、当該支給明細書から、申立人の申立期間当時に支給されている賞与は同年 3 月分賞与であり、当該預金通帳明細書から、同年 3 月 31 日に振り込まれていることが確認できる。

また、賞与の支給明細書から確認できる厚生年金保険料控除額は、平成 15 年 3 月 31 日までの特別保険料に相当する額に一致している。

さらに、A社は、「平成 15 年 4 月に申立人に対し、賞与を支払っていない。」と回答し、A社が加入しているB健康保険組合は、「申立人の 15 年 4 月分賞与に係る支給記録は無い。」と回答している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 18 日

私は、昭和 59 年 4 月、A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 14 年 4 月 1 日から 17 年 3 月 31 日まで C 社に出向したが、出向期間のうち、16 年 6 月 18 日に支給された賞与の記録が厚生年金保険の標準賞与額として年金記録に反映されていない。当時の賞与明細書は紛失しているが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された申立人に係る「2004 年 06 月分賞与支給台帳」により、申立人は、平成 16 年 6 月に夏季賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、当該支給台帳により、賞与支給総額及び雇用保険料の控除額等の記載は確認できるが、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、C 社は、申立人に係る申立期間の賞与に関する届出等について、「なぜ、このようなことになったのか理由は分からないが、賞与支給台帳に厚生年金保険料の控除の記載がないことから、賞与支払届を提出していないと推測される。」と回答している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月1日から同年2月1日まで
年金事務所から手紙が送付されてきたので、厚生年金保険の被保険者記録を調べたところ、私がA社（当時）に勤務していた期間のうち、申立期間において、1か月の空白期間があることに気がついた。継続して勤務していたので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社B工場又は同社C工場に勤務していたことが認められる。

しかし、適用事業所名簿の記録によれば、A社B工場は、昭和43年1月1日に適用事業所ではなくなっており、同社C工場が新たに適用事業所となったのは、同年2月1日であることから、申立期間は両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様に昭和43年1月1日にA社B工場で被保険者資格を喪失し、同年2月1日に同社C工場で被保険者資格を取得している元同僚から提出された給料明細書から、申立期間の厚生年金保険料は同年1月分給与から控除されたものの、同年2月分給与において返金されていることが確認できる上、当時、給与事務を担当していた同社本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
年金事務所から手紙が送付されてきたので、厚生年金保険の被保険者記録を調べたところ、私がA社（当時）に勤務していた期間のうち、申立期間において、1か月の空白期間があることに気がついた。継続して勤務していたので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社B工場又は同社C工場に勤務していたことが認められる。

しかし、適用事業所名簿の記録によれば、A社B工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同社C工場が新たに適用事業所となったのは、同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA社B工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社C工場で被保険者資格を取得している元同僚から提出された給料明細書から、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、当時、給与事務を担当していた同社本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで

私の妻は、A社（現在は、B社が承継）C事業所に勤務をしていた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、申立期間前後と比べて低くなっている。申立期間において、欠勤したことはなく、給与が変更になったと聞いたことがないので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間前後の標準報酬月額と比較して申立期間の標準報酬月額が低くなっている。」と主張している。

しかし、A社C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社は「A社C事業所の申立期間当時の関係資料は保存期間終了のため、確認できない。」と回答している。

また、A社C事業所の昭和 60 年 10 月の定時決定における記録が確認できる元同僚 86 人のうち 9 人は、申立人と同様に標準報酬月額が下がっていることが確認でき、申立人のみが標準報酬月額を引き下げられる取扱いであったことはいかたがえなく、申立人と同様に標準報酬月額が下がっている元同僚は当時の給与明細書は所持していないものの、自身の厚生年金保険の加入記録は正しいと供述している。

さらに、A社C事業所が加入していたD厚生年金基金から提出された申立人に係る「厚生年金基金加入員台帳」により、申立人の標準報酬月額は

オンライン記録と一致している上、申立人のA社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬等級の変せん欄における記録管理に不自然さはない。

このほか、申立人の申立期間において、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額よりも高い報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。